

基本使用料金表

消費税10% (単位:円)

区 分			基 本 使 用 料				冷暖房費
			9時～12時	13時～17時	18時～22時	22時～24時	1時間当たり
ホー ル	平 日	入場料を徴収しない場合	8,800	13,200	17,600	★	1,570
		500円以下の入場料を徴収する場合	9,680	14,520	19,360	★	
		1,000円以下の入場料を徴収する場合	11,440	17,160	22,880	★	
		2,000円以下の入場料を徴収する場合	13,200	19,800	26,400	★	
		3,000円以下の入場料を徴収する場合	14,960	22,440	29,920	★	
		3,000円を超える入場料を徴収する場合	22,000	33,000	44,000	★	
		入場料を徴収しないが営利行為を目的とする場合	26,400	39,600	52,800	★	
	土・ 日・ 休 日	入場料を徴収しない場合	11,000	16,500	22,000	★	
		500円以下の入場料を徴収する場合	12,100	18,150	24,200	★	
		1,000円以下の入場料を徴収する場合	14,300	21,450	28,600	★	
2,000円以下の入場料を徴収する場合		16,500	24,750	33,000	★		
3,000円以下の入場料を徴収する場合		18,700	28,050	37,400	★		
3,000円を超える入場料を徴収する場合		27,500	41,250	55,000	★		
入場料を徴収しないが営利行為を目的とする場合		33,000	49,500	66,000	★		
ギャラリーとして 利用する場合	非営利行為	4,730	6,380	6,380	★		
	営利行為	14,190	19,140	19,140	★		
楽 屋	楽 屋 1		330(110)	490(160)	660(220)	★	
	楽 屋 2		550(190)	820(270)	1100(360)	★	
	楽 屋 3		550(190)	820(270)	1100(360)	★	
	楽屋事務室		330(110)	490(160)	660(220)	★	
	※楽屋のそれぞれについて、営利目的で使用する場合には表示料金の3倍の金額						
練 習 ホー ル	催 し 物 に 利 用 す る 場 合	入場料を徴収しない場合	1時間当たり 1,100円			★	
		500円以下の入場料を徴収する場合	1時間当たり 1,210円			★	
		1,000円以下の入場料を徴収する場合	1時間当たり 1,430円			★	
		2,000円以下の入場料を徴収する場合	1時間当たり 1,650円			★	
		2,000円を超える入場料を徴収する場合	1時間当たり 1,870円			★	
		入場料を徴収しないが営利行為を目的とする場合	1時間当たり 3,300円			★	
	練習に利用する場合		1時間当たり 1,100円				
練習スタジオ			1時間当たり 990円(機材含む)				
和 室			1時間当たり 220円				
			(営利目的での使用は1時間当たり 660円)				
ロビー、ホワイエ をギャラリーとして 利用する場合		2F南側通路	1日で550円(110円)			★	1,570
		2F西側通路	1日で550円(110円)			★	
		1F通路	1日で440円(110円)			★	

※()内の金額は1時間単位での利用における、1時間当たりの金額。

基本使用料金表について

- 1 この表において、入場料とは、入場料、会費、会場、会場整理費その他の名称にかかわらず、ホール又は練習ホールを利用して行う催し物 1 回につき入場者 1 人から徴収する対価をいい、入場料に段階を設けている場合には、そのうちの最高額のものをいいます。
- 2 この表において、営利行為とは、利用者が特定又は不特定多数の者を対象に行う物品の展示販売又は営業の広報、宣伝その他これに類する行為をいいます。
- 3 この表において、日・土・休日とは、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を云い、平日とは日・土・休日以外の日をいいます。
- 4 この表に規定する額（以下「基本使用料」という）の算定の対象となる利用時間には、専ら利用者の本来の利用目的に利用する時間の他、その準備及び後片付けに要する時間を含みます。
- 5 ホール及び楽屋並びにロビー、ホワイエ（ギャラリー使用）の利用は午後 10 時まで、練習ホール及び練習スタジオ並びに和室の利用は午後 12 時までとします。ただし、練習ホールを催し物に利用する場合は、午後 10 時までとします。
- 6 ホール又は楽屋を 2 以上の時間区分に引き続いて利用する場合は、それぞれの基本使用料の合計額とします。
- 7 楽屋 2 と楽屋 3 間仕切りを取り外して利用する場合は、それぞれの基本使用料の合計額とします。
- 8 ホールを専ら練習、準備などの為に利用する場合は、基本使用料の 100 分の 50 に相当する額とします。
- 9 ホールの舞台部分のみを利用する場合は、基本使用料の 100 分の 30 に相当する額とします。
- 10 舞台部分を除いてホールを利用する場合は、基本使用料の 100 分の 70 に相当する額とします。
- 11 10 の利用において、専ら練習、準備等の為に利用する場合は、基本使用料の 100 分の 50 に相当する額とします。
- 12 利用許可時間を超過した場合は、超過時間 1 時間（1 時間未満の時は、1 時間として算定する。）につき、当該利用許可時間の基本使用料にその 100 分の 30 を乗じて得た額を加算します。ただし、利用許可時の超過は 1 時間を限度とします。
- 13 8～12 までの規定により算出した使用料は、10 円未満の端数を切り捨てて得た額とします。
- 14 基本使用料及び 13 の使用料の額は、消費税の額及び地方消費税の額を含みます。